

## さくら市農業委員会総会議事録（平成29年1月定例総会）

1. 開催日時 平成29年1月25日（水）午後2時00分から午後4時20分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（1人） 28番 石田 多美子委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 農地移動適正化あっせん申し出について  
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について  
議案第 6号 土地改良事業参加資格交替の申し出について  
議案第 7号 耕作放棄地の非農地通知交付について  
報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸  
主幹兼係長 野崎 憲作  
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は、28番石田多美子委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	こんにちは、あいさつ前に皆様にご報告申し上げます。本日9時に、塩谷地区農村女性会議代表と女性農業委員3名で、女性の農業委員等への登用について市長・議長へ要請してまいりました。また、農地利用最適化推進委員も女性の登用について私、農業委員会会長へ要請されました。皆様のお手元にも要請書の内容をお配りしました、後で読んでいただければと思います。また、山梨県北杜市へ視察研修、大変ご苦労様でした。遊休農地を行政と一体となり、農地基盤を理想な形に整備し、外部法人等と呼ばい込んで地域の活性化結びつけた内容と最新農業技術、低段密植栽培トマト作りで、まだ全国でも数少ない最新技術ですが、自ら取り入れ、地域活性化に結びつける先進地でありました。我々農業委員が活動するうえで大変参考になった事例だと思ひます。皆様も感じたことと思ひます。 過日、氏家公民館において農業委員会法改正に伴う農業委員・農地利

用最適化推進委員の募集説明会を開催し、午後3時・午後7時共に9名出席で、低調でしたが、質疑内容は、農業委員選出方法・農業委員と農地利用最適化推進委員職務の違いなど多岐わたり質問がありました。2月15日から3月14日、募集にあたり現農業委員の皆様には、地域行政と密接に連携を図り、この改正の趣旨をご理解いただき積極的に活動していただけるようお願いいたします。さくら市の理想的な農業を描ける人材が選出されるよう皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまからさくら市農業委員会1月定例総会を開催いたします。

事務局 鈴木  
それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 田代  
それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。  
第1調査会の委員長からお願いいたします。

15番 舟本  
本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としましては議案第2号1件、議案第3号1件、議案第5号1件、議案第7号1件の合計4件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 田代  
次に第2調査会委員長の報告を求めます。

12番 肥後  
本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第3号が4件、議案第5号1件、議案第6号1件、議案第7号1件の合計8件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 田代  
次に第3調査会委員長の報告を求めます。

18番 渡辺  
本日午前10時より書類審査と現地調査は全員出席のもと行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第3号1件、議案第5号1件、議案第7号3件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長	田代	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
3番	中山	本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第7号1件の合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>10番の鈴木有一委員、11番の小竹勝委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。</p>
議長	田代	あっせん委員の選出は、第4調査会に委員長より指名願います。
2番	中山	17番大塚明美委員、19番大森勝雄委員を指名いたします。
議長	田代	<p>それでは議案第1号番号1番のあっせん委員は、17番大塚明美委員、19番大森勝雄委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第1号番号2番を朗読して説明する。</p> <p>この土地について、売買による所有権移転の相手方をあっせんして欲しい旨の申し出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。以上です。</p>
議長	田代	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。
2番	中山	17番大塚明美委員、27番佐藤利通委員を指名いたします。

議長	田代	<p>それでは議案第1号番号2番のあっせん委員は、17番大塚明美委員、27番佐藤利通委員を指名いたします。</p> <p>次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
27番	佐藤	<p>事務局の説明とおりです。譲渡人の土地は、譲受人の土地を通らないと耕作できません。また、譲受人は、長年その譲渡人の土地を耕作していました。譲渡人は、二人暮らしで、その土地を売りたい内容です。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号1番は原案とおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号2番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率的要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
20番	手塚	<p>事務局の説明とおりです。本日現地調査をして、問題ないと判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号2番は、原案どおり承認されました。続きまして、議案第2号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第2号番号3番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
16番	門前	<p>申請地は、自分の南側の土地です。育苗ハウスが、自宅から300m先にあり非常に不便なため、この畑地を買い育苗ハウスを建て農業の効率化を図る内容です。よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号3番について承認される方の挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号3番は原案どおり承認されました。 暫時休憩（2時20分から2時25分）</p>
議長	田代	<p>再開します。議案第2号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	柴山	<p>議案第2号番号4番について朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
30番	山崎	<p>譲渡人の土地にアパートが2棟建ち、その土地の奥に119㎡残り、耕作しようがないため譲受人へ贈与する案件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号1番、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号1番について説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合（申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えないこと）」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断いたします。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いいたします。</p>
15番	舟本	<p>案内図3-1をご覧ください。（申請地の場所を説明する。）</p> <p>申請地は、周囲東側水路、西側山林、南側道路、北側水路に囲まれた土地です。本申請は、有限会社〇〇〇〇が、売買により建売住宅敷地として転用する案件であります。有限会社〇〇〇〇は、さくら市に本社を置き、不動産売買を主に行い、資本金300万円の法人であります。転</p>

用行為の必要性と土地の選定理由は、申請地は、国道293号線近く交通の便に恵まれ、付近には商業施設や公園があり、地域全体としても宅地化が進んでおります。今回土地所有者から、土地を譲り受けたため申請に至りました。土地利用計画は、住宅用地と幅6m道路を設置した建売分譲地9区画確保するものです。取水は、公共水道に接続し、生活雑排水は、合併浄化槽処理で東側水路へ放流する計画となっております。雨水は、浸透槽を設置のうえ地下に浸透させます。資金計画は、総事業費、1億3,500万円を全額融資で賄います。金融機関の融資証明書も添付されております。周辺農地への影響は、土砂、雨水の流出を防ぐため、水路との境界線にはコンクリート擁壁を設置し、水路ののり面は防草コンクリートにします。以上のような状況でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 田代 それでは質疑にはありません。

【異議なしの声あり】

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。  
議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 田代 全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。  
続きまして、議案第3号番号2番、3番、4番、5番は、上阿久津台地土地区画整理事業地内なので一括審議とします。事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第3号番号2番、議案第3号3番、議案第3号4番、議案第3号5番について朗読して説明する。  
なお、農地区分は、上阿久津台地土地区画整理事業地域内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 田代 担当委員の説明をお願いします。

29番 小林 議案第3号2番、3番、4番、5番ともに、上阿久津台地土地区画整理事業内で、売買による所有権移転であります。区画整理地内ですので、農地の被害を及ぼすことはありません。資金計画も、自己資金の残高証



		<p>明書、金融機関の融資証明書が添付されております。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号2番、議案第3号3番、議案第3号4番、議案第3号5番について承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番、3番、4番、5番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号6番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	田代	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
30番	山崎	<p>案内図3-6をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由は、申請者は、実家に住んでおりましたが子どもが成長するに伴い部屋が手狭になることから、自己用住宅を建築したいと考えました。土地の選定を数箇所検討しましたが、実家に近く、必要面積が確保できて周辺農地への影響等が最初小限に抑えられることで、住宅地として最適地と考え選定しました。土地利用計画は、居宅53.00㎡の建築敷地、駐車場3台、取水は、公共上水道、排水は、合併浄化槽により処理をする計画です。申請地周辺30m以内には、井戸を利用している家はありませんので、排水処理につきましては、敷地内処理をします。雨水は、敷地内砂利敷きと植栽部分で浸透処理を計画しております。資金計画は、総事業費1,000万円を自己資金で対応いたします。周辺農地への被害防除対策は、申請地北側は、雑</p>

		種地、東側は雑種地、南側は道路、西側は実家で、土砂流出防止は、北、東側にコンクリート構造物を設置、南側に芝を張ります。以上の状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なし声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号6番について承認される方、挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号6番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号7番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号7番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
17番	大塚	案内図3-7をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 転用行為の必要性は、現在賃貸アパートに住んでおり、子どもの成長に伴い部屋が狭く、子どもたちの将来を考え自己用住宅を建築したい計画となりました。土地の選定理由は、数箇所検討しましたが、祖父の所有地を借り受けることができること、建築可能な条件が整った土地が今回の申請地に至っております。土地利用計画は、居宅57.96㎡の建築敷地、駐車場2台、取水は、上水道より給水します。排水は、合併浄化槽で処理後宅地内処理する計画です。雨水処理は、砂利敷きと植栽部分での浸透処理をいたします。資金計画は、総事業費2,150万円で金融機関の融資で賄います。周辺農地への被害防除対策は、北側、東側は宅地、西側、南側は農地で、日照、通風等に影響しないよう農地より離して住宅を建築いたします。土砂流出防止は、南、西側の農地との境界には既存のコンクリート構造物があり、土砂の流出はありません。そ

		<p>の他隣接宅地とは高低差がありませんので土砂流出はありません。また、申請地周辺30m以内には井戸を利用している家はありませんので、排水処理につきましては、敷地内処理で計画をいたしております。以上の状況であります。本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第3号番号7番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号7番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>平成28年度第10号 公告予定年月日は平成29年1月31日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、再設定13件、面積99,970㎡、新規67件、面積446,081㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は7件、面積80,766㎡、合計80件、面積546,051㎡です。</p> <p>さくら市全体の賃借の平均額は、14,800円、物納の平均値は85kg。</p> <p>氏家地区の賃借の平均額は、14,500円、物納の平均値は93kg。</p> <p>喜連川地区の賃借の平均額は、15,500円、物納の平均値は83kgとなっております。</p> <p>いずれも1反当たりの数字となっております。</p> <p>続きまして所有権の移転となります。栃木県農業振興公社への売り渡しが1件となっております。(所有権移転分を朗読して説明する。)</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p>
12番	肥後	<p>今回の賃借料は、喜連川地区のほうが高いのはなぜですか。</p>

事務局	野崎	今回の公告の案件だけで集計した結果で、このような数字の結果になりました。
12番	肥後	了解しました。
議長	田代	その他質疑ありますか。 ないようなので、採決に入ります。 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方の、挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号は、原案どおり承認されました。 暫時休憩（2時47分から3時5分まで）
議長	田代	再開します。議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	資料は別冊となります。農用地区域の変更明細の記載がございます。除外が2件、用途区分の変更が1件であります。それでは、議案第5号番号1番について朗読して説明する。 氏家土地改良区並びに鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。この案件については、昨年9月定例総会で、「適」と回答した案件です。その後、県との協議の段階において、都市計画法との調整が整わなかったため、取り下げとなり、今回、都市計画法との調整が図れたため、再度申請されました。なお、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地となりますが、不許可の例外要件「既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」に該当するため、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
5番	齋藤	事務局の説明どおりで、再申請ということで、砂利敷きの駐車場ということで、周辺農地への影響はないと判断します。

議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第5号番号2番について朗読して説明する。なお、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付できると判断します。以上です。</p>
議長	田代	<p>担当委員の意見を求めず。</p>
24番	落合	<p>事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	田代	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	田代	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第5号番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	田代	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>議案第5号番号3番について朗読して説明する。</p> <p>小白井用水土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良</p>

		<p>区には、別途、農政課が意見照会を行っております。用途区分の変更後についても農地区分は農用地であります、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第4条第2項ただし書き）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p> <p>肥育舎を建築にあたり、脱臭装置付きの肥育舎をプロジェクターで説明する。</p>
議長	田代	担当委員の意見を求めます。
7番	野上	第3調査会全員で、有限会社〇〇〇〇の代表取締役の説明を聞いて、現地調査を行いました。事務局の説明どおりです。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
10番	鈴木	農振除外審議会では、農地の所有者は喜連川の方が多いのですが、南那須土地改良区の役員は入っているのですか。
議長	田代	入っていません。意見照会はしていると思います。 その他質疑ありますか。
7番	野上	有限会社〇〇〇〇の代表取締役が、地元説明会を葛城地区で2月12日、鍛冶ヶ沢地区で2月17日開催することを言っておりました。
6番	平山	大型車の進入道路がわからのですが。
事務局	野崎	有限会社〇〇〇〇の従業員の方に、進入道路を案内された箇所をプロジェクターで説明する。
6番	平山	分かりました。
15番	舟本	豚舎の施設は、囲まれた状態で飼われているのですか。
議長	田代	外見上は、密閉された状態です。
15番	舟本	分かりました。

19番	大森	ウインドレスで窓が無く密閉で、換気扇の反対側に風を取り入れる所があります。前の施設とは違うので、臭いは改善されると思います。
15番	舟本	分かりました。
24番	落合	地元の方に聞いたのですが、まだ悪臭はあります。洗濯物は、外に出せないそうです。有限会社〇〇〇〇は、地元の方ではなく、施設だけあり居住は、市外というのはどうなのか。
議長	田代	脱臭装置からは臭いは出なくなっても、糞尿が浄化槽で処理されますが、そちらの方から臭いが出るのではないかと思います。法律に適した浄化槽が設置され管理されたものでそれ以上追及は難しいと思います。
2番	小菅	増設部分ということですが、既存の施設の脱臭対策をしないと改善にならないのではないかと思います。
13番	石塚	大きな事業費をかけて、増設施設は改善されると思いますが、問題は既存の施設の臭いで困っていることの実事誰が対応するのか、当農業委員会でも十分審議し、住民に寄り添って考えるべきだと思います。
議長	田代	この申請を見ますと、ウインドレスで、法律に適した浄化槽を設置して処理するとのことでそれ以上は言えないと思います。
18番	渡辺	これから地元説明会を開くので、その時に臭いのことはでると思います。
事務局	野崎	今回の申請は、平成26年2月に、転用許可が下りた土地の、事業が止まっていた中におきまして、今回国庫補助も受け、悪臭対策を目的とした施設の高度化に伴い既存敷地に納まらなくなったことによる拡張申請であるということを踏まえて審議いただきたい。
議長	田代	<p>その他ありますか。</p> <p>なければ採決に入ります。議案第5号番号3番、用途区分の変更について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手多数】</b></p>

議長	田代	<p>挙手多数ですので、議案第5号番号3番は原案どおり承認されました。次の案件については、当事者であるため退席いたします。</p>
職務代理	山崎	<p>農業委員会等に関する法律第31条の規定により、25番田代修一委員の退席を許可します。</p> <p>議案第6号「土地改良事業参加資格交替の申し出について」を議題に供します。番号1番を事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>土地改良事業の参加資格については、土地改良法に定義されております。法的には、参加資格は原則的に農地の耕作者となっておりますが、農地の所有者については、農業委員会の承認を得ることで参加資格を得ることができることとなっております。このことについては、土地改良法第3条に規定されております。</p> <p>なお、新資格者は土地改良事業の円滑な推進に資すると思われ、また、お互いの合意による交替でありますので、審査基準に適合していると判断します。以上です。</p>
職務代理	山崎	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
24番	落合	<p>事務局の説明どおりです。よろしく願いいたします。</p>
職務代理	山崎	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
職務代理	山崎	<p>異議なしの声以外ないので、採決にはいります。</p> <p>議案第6号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
職務代理	山崎	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>(25番田代修一委員着席)</p>
議長	田代	<p>議案第7号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山 野崎	<p>議案第7号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、</p>



		現場写真で説明する。)
		農振白地で、土地改良未実施地です。平成28年8月17日に、齋藤克之委員と事務局で現地確認を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
9番	齋藤	事務局の説明とおりです。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号1番について承認される方、挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号1番は原案とおり承認されました。続きまして、議案第7号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第7号番号2番について朗読して説明する。 土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。)
		農振農用地で、土地改良未実施地で、平成28年8月18日に田代修一委員・落合千枝子委員と事務局で現地確認しております。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
24番	落合	ただいま事務局から説明があったとおりであり、農地に復元することは困難な状態です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号2番について承認される方、挙手を求めます。

		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第7号番号3番について朗読して説明する。 土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成28年8月30日、渡辺一郎委員・薄井千恵子委員と事務局で現地確認しております。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
18番	渡辺	ただいま事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号3番について承認される方、挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号3番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第7号番号4番について朗読して説明する。 土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成28年8月22日に野上春夫委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
7番	野上	ただいま事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどよろしくお

		願いたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決には入ります。議案第7号番号4番について承認される方、挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第7号番号5番について朗読して説明する。 土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。) 農振地域外で、土地改良は未実施です。平成28年8月23日に山崎國一委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
30番	山崎	進入道路もなく、東側は崖でとても耕作できない場所です。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします、
議長	田代	【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号5番について承認される方、挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第7号番号5番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第7号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第7号番号6番について朗読して説明する。 土地の状況について説明する。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真で説明する。)

農振白地で、土地改良は塩那台地です。平成28年9月2日に佐藤利通委員と事務局で現地調査を行いました。

議長 田代 担当委員の説明を求めます。

27番 佐藤 事務局の説明とおりです。農地復元は困難です。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 田代 それでは、質疑に入ります。

**【異議なしの声あり】**

議長 田代 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号6番について承認される方、挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 田代 全員挙手ですので、議案第7号番号6番は原案とおり承認されました。

続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から33番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から6番は、お目通しをお願いします。

本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。

(午後4時20分閉会)